

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	砂防課	整理番号	2-423
処分の種類	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令				
根拠法令条例等・条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第2項				
処分の概要	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為に伴う崩壊防止工事が未実施又は不完全で、行為者が法第10条第1項に規定する者以外の者の場合の原因行為者に対し急傾斜地崩壊防止施設の施行を命ずるもの				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)				
基準の制定根拠	-				